

第1章 認定特定非営利活動法人とは

● 特定非営利活動促進法の目的 ●

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法第1条）。

1 認定特定非営利活動法人の定義及び認定の基準等

認定特定非営利活動法人制度は、特定非営利活動法人への寄附を促すことにより、特定非営利活動法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものについて、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年6月の法改正により、平成24年4月1日からは主たる事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長（以下「所轄庁」といいます。）が認定を行う制度となりました。

(1) 認定特定非営利活動法人とは

認定特定非営利活動法人（以下「認定法人」といいます。）とは、特定非営利活動法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準を含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた特定非営利活動法人をいいます（法第2条第3項、第44条第1項）。

(2) 特例認定特定非営利活動法人とは

特例認定特定非営利活動法人（以下「特例認定法人」といいます。）とは、特定非営利活動法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準は含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいいます（法第2条第4項、第58条第1項）。

(3) 認定（特例認定）の基準

認定（特例認定）法人になるためには、次の基準に適合する必要があります（法第45条、第59条）。（→認定：36頁～、特例認定：81頁～）

① パブリック・サポート・テスト（PST）基準に適合すること（特例認定法人は除きます）。

パブリック・サポート・テスト（PST）基準とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントになるものです。基準の判定に当たってはイ～ハのいずれかの基準を選択できます。

イ 【相対値基準】 収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。

ロ 【絶対値基準】 3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること。

ハ 【条例個別指定】 都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けていること。

- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

(注1) 上記①～⑧の基準を満たしていても(特例認定法人は①を除きます。)、欠格事由(法第47条)に該当する特定非営利活動法人は、認定(特例認定)を受けることはできません。

(注2) 申請書類を作成する前に、まずは「事前チェックシート」(→16頁～)にて認定(特例認定)を受けるための基準を満たしているかどうかを確認してください。

(4) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する特定非営利活動法人は認定(特例認定)を受けることができません(法第47条)。(→49頁)

- ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定(特例認定)を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団の構成員等
- ② 認定(特例認定)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
 - ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
 - ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行等がされている法人、滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
 - ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(5) 認定(特例認定)の有効期間及びその更新

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります(法第51条第1項)。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法第60条)。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定法人として特定非営利活動を行おうとする認定法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(特例認定は、有効期間の更新はありません。)(法第51条第2項)。(→85頁)

2 認定（特例認定）特定非営利活動法人になると

認定（特例認定）法人になると、以下の税制上の措置を受けられるほか、報告義務や罰則もあります。

（1）受けられる税制上の措置（→5頁～）

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定（特例認定）法人に対し、その認定（特例認定）法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（所法第78条、措法第41条の18の2第1項、第2項）。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（特例認定）法人に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（所法第78条第2項、地方税法第37条の2第1項、第314条の7第1項）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定（特例認定）法人に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法第40条）

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定（特例認定）法人に対し、その認定（特例認定）法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法第37条、措法第66条の11の3第2項）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定法人（特例認定法人は適用されません。）に対し、その認定法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法第70条第10項）。

② 認定法人のみなし寄附金制度

認定法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定法人は適用されません。措法第66条の11の3第1項）。

(2) 報告義務

認定（特例認定）法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、全ての特定非営利活動法人が提出する事業報告書等（法第29条）のほか、役員報酬規程等の書類を所轄庁である東京都に提出しなければなりません（法第55条第1項、第62条）。（→112頁～）

また、助成金の支給を行った場合は、支給後遅滞なく、助成の実績を記載した書類を所轄庁である東京都に提出しなければなりません（法第55条第2項）。（→134頁）

なお、東京都以外の道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）法人は、事務所を設置している区域の知事にも提出しなければなりません（法第52条第1項、第55条第1項、第62条）。

(3) 情報公開

認定（特例認定）法人は、事業報告書等の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（法第52条第4項、第54条第4項、第62条）。（→140頁）

また、所轄庁である東京都においても、認定（特例認定）法人から提出を受けた事業報告書等（過去5年間に提出を受けたものに限り）の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（法第30条、第56条、第62条）。（→141頁）

(4) 罰則

認定（特例認定）法人には、毎事業年度ごとに所轄庁である東京都へ提出する役員報酬規程等や代表者の氏名に変更があったときに所轄庁である東京都へ提出する届出等の書類を作成し、遅滞なく所轄庁である東京都や関係知事に提出することによりその運営を適正に行っていく義務があります。

書類の提出を怠った場合等には過料などの行政処分を受けることがあります（→148頁）。

<参考 税制上の措置>

認定法人になると、以下の(1)～(5)の税制上の措置があります。

特例認定法人になると、以下の(1)(2)(5)の税制上の措置があります((3)(4)の適用はありません)。

(1) 個人が支出した認定(特例認定)法人への寄附金に対する措置

所得 税

個人が認定(特例認定)法人に対し、その認定(特例認定)法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます(所法第78条第1項、第2項、措法第41条の18の2第1項、第2項)。



(1) 寄附金控除(所得控除)

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

<<算 式>>

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定(特例認定)法人寄附金特別控除(税額控除)

その年中に支出した認定(特例認定)法人に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を、その年分の所得税額から控除できます。

<<算 式>>

$$(\text{認定(特例認定)法人に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 認定(特例認定)法人に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。

ただし、認定(特例認定)法人に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定(特例認定)法人に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

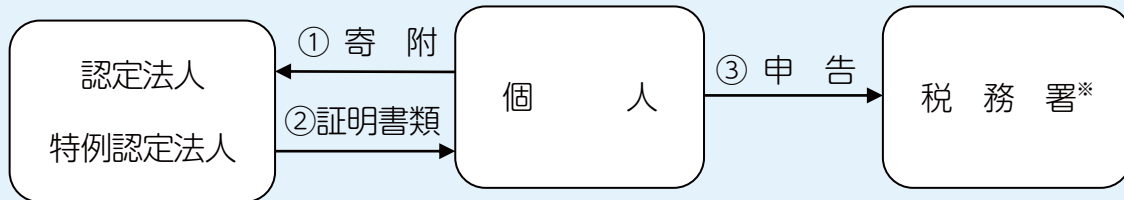
(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その寄附金が認定(特例認定)法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)②その金額及び受領年月日を認定(特例認定)法人が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令第262条第1項、所令第47条の2第3項)。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定(特例認定)法人が証した書類(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法第41条の18の2第3項、措規第19条の10の4)。

(注) 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

個人住民税

認定（特例認定）法人に対する特定寄附金又は個人が特定非営利活動法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7第1項）。



※認定（特例認定）法人に対する寄附金が個人住民税の控除対象となっているかは、寄附者がお住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

＜算式＞

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times \text{控除割合}^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
- ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- （都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

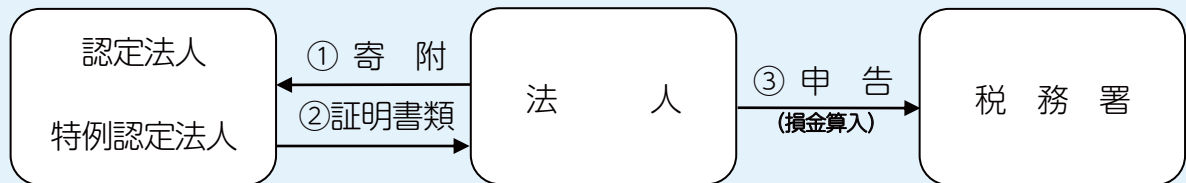
所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

(2) 法人が支出した認定（特例認定）法人への寄附金に対する措置

法人が認定（特例認定）法人に対し、その認定（特例認定）法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法第37条第4項、措法第66条の11の3第2項）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定（特例認定）法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定（特例認定）法人が証する書類を保存しておく必要があります（法人法第37条第9項、措規第22条の12）。

(3) 相続人等が認定法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定法人（特例認定法人は適用されません。）に対し、その認定法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法第70条第1項、第2項、第10項）。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

(証明書の添付等)

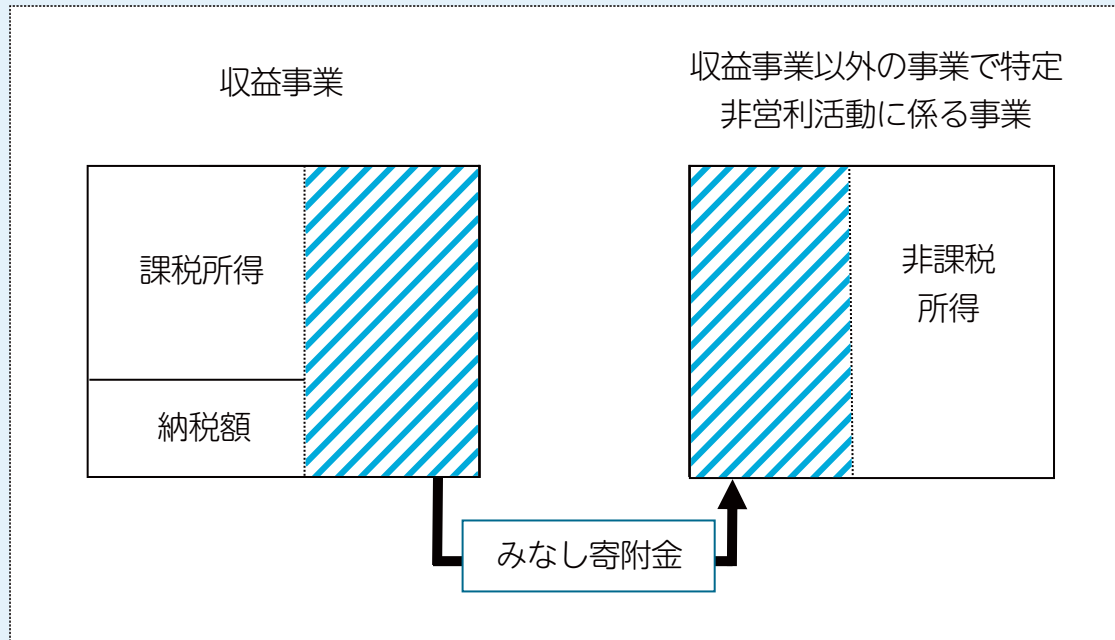
この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定法人が下記証明書を添付する必要があります（措法第70条第5項、第10項、措規第23条の5）。

- ①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
- ②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細
- ③その財産の使用目的を記載した書類

(4) 認定法人のみなし寄附金制度

認定法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定法人には適用されません（法人法第37条第5項、措法第66条の11の3第1項）。



(5) 認定法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全ての特定非営利活動法人が対象となる「一般特例」と、認定法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

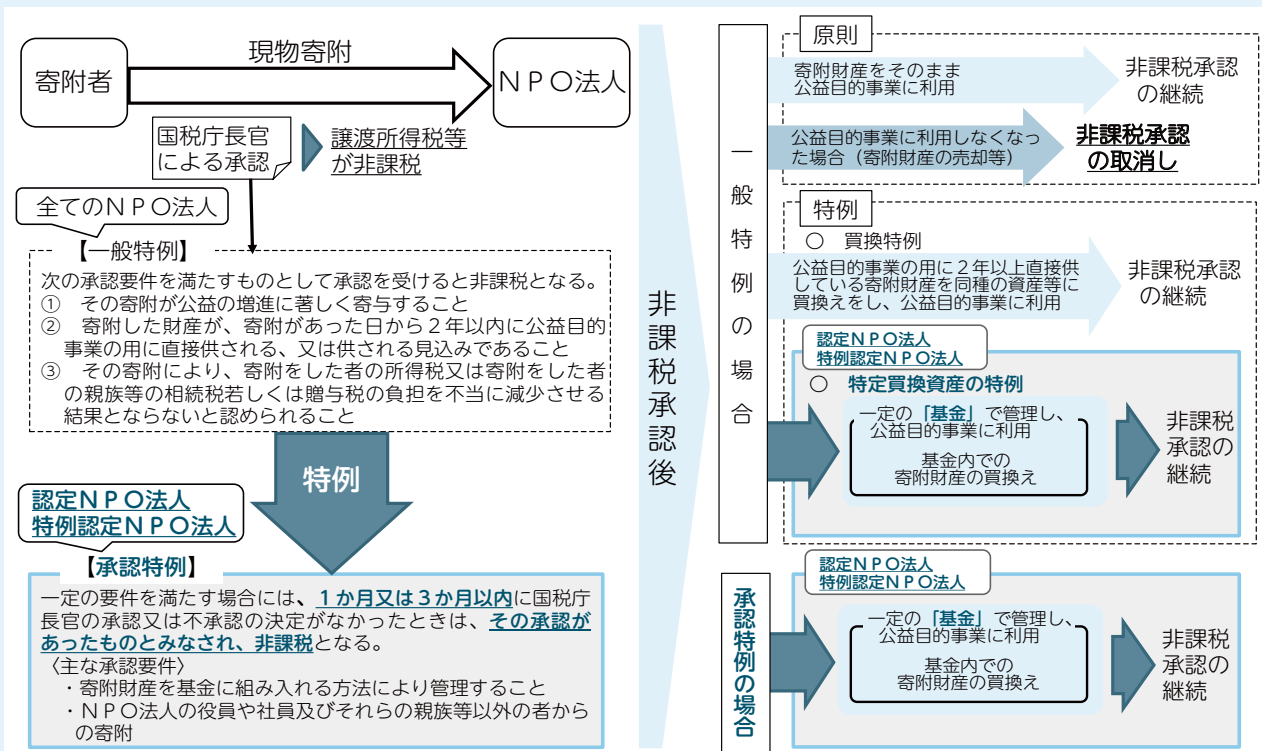
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、特定非営利活動法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

〔 措法第40条、措令第25条の17、措規第18条の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 告示第1号 〕

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

個人又は法人が支出した認定（特例認定）法人への寄附金に対する措置

措置の対象となるのは、認定（特例認定）法人に対し、認定（特例認定）の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附です。

したがって、認定（特例認定）を受けていない特定非営利活動法人に対する寄附金や認定（特例認定）の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、（１）から（３）までの措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

相続人等が認定法人に寄附した相続財産等に対する措置

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附です。

ただし、その寄附を受けた認定法人が、寄附のあった日から２年を経過した日までに認定法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

個人が認定法人等に寄附した現物資産に対する措置

措置の対象となるのは、認定（特例認定）法人に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定法人等に課税されることがあります。